お知らせ

十和田市役所の住所
〒034-8615
十和田市西十二番町６番１号

十和田市役所の電話番号
（代表）0176-23-5111
※土・日曜日、休日は閉庁

市ホームページ
https://www.city.towada.lg.jp/
ＱＲコードはこちら▶
ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

お知らせの表記

申…申込先
問…問い合わせ先

「申し込み方法（★）」…申請書や申込書などは、担当課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードできます。
※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮　ら　し

追加募集

「とわだの農業力」サポート事業

農業経営の安定化および持続的発展を図るため、農業機械などの導入に要する経費の一部を補助します。

補助対象経費　品質・作業効率の向上に資する農業機械などの導入経費
補助額　補助対象経費の２分の１または 50 万円のいずれか低い額
対象者　昨年の所得が 400 万円未満かつ収入保険に加入している認定農業者もしくは認定新規就農者
申込期間　11 月４日㈬～ 18 日㈬
申し込み方法　農林畜産課に申込書を提出（詳しくはお問い合わせください）
募集件数　15 件程度
申問農林畜産課☎ 0176-51-6741

同時開催

ぶらっと何でも相談会 第４回こころと暮らしの相談会

こころやからだの健康、お金、家族のことなど、あなたの悩みをお聞きします。弁護士、精神保健福祉士、自立・就労の相談支援員、保健師などがチームとなって対応します。一人で悩まず、ささいなことでもお話しください。

とき　11 月 10 日㈫　午後５時～７時
ところ　市民図書館
※予約不要ですが、相談者が多数の場合はお待ちいただくことがあります。
問健康増進課☎ 0176-51-6791

公共下水道事業受益者負担金の徴収を猶予された対象者へ

公共下水道が整備された地域には負担金が課されますが、農地などの場合は、申請により徴収を猶予することができます。

市では、負担金の徴収を猶予している個人や法人を対象に、土地の現況を確認するための文書を送付します。

文書の送付　11 月中旬
問上下水道課☎ 0176-25-4511

衣類回収にご協力ください

市では、不要となった衣類を回収しています。回収した衣類は、海外で再利用され、燃えるごみの減量や循環型社会の形成に役立ちます。設置場所や回収できる種類など、詳しくはホームページをご覧ください。

詳しくはこちらから▶

イベント回収のお知らせ

11 月 14 日㈯・15 日㈰に市民文化センターで開催される「十和田市民文化祭」で衣類回収を行います。透明な袋に入れてお持ちください。
問くらし環境課☎ 0176-51-6726

免税軽油を使用するにあたっての注意事項

免税証および免税軽油を使用するにあたっては、下記の事項にご留意ください。
▶免税軽油の使用者は、報告書の作成・提出が必要です。▶免税証の持ち主以外が免税証を使用することは出来ません。▶免税証・免税軽油の譲渡、譲受は禁止されています。▶免税軽油使用者証に記載されている機械以外では、免税軽油を使用出来ません。また、使用目的外の用途（除雪など）でも、免税軽油を使用できません。
問上北県税事務所☎ 0176-22-8111

11 月 30 日は年金の日です

「ねんきんネット」で未来の生活設計を考えてみませんか

ねんきんネットでは、これまでの年金記録や、これからの年金見込み額をパソコンやスマートフォンで確認することができます。

利用には登録が必要ですので、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
申問ねんきんネット専用ナビダイヤル
☎ 0570-058-555（050 から始まる電話でかける場合は ☎ 03-6700-1144）

詳しくはこちらから▶

青森県最低賃金改定のお知らせ

時間額　1,090 円　（10 月 29 日～）
※青森県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。
※製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
※詳しくは青森労働局のホームページをご覧ください。
問青森労働局労働基準部賃金室
☎ 017-734-4114

詳しくはこちらから▶